

新型コロナウイルスによる影響に係る 制度について (林業)

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた林業者の皆様は、以下の制度を利用できますので、詳しくは相談窓口へご連絡願います。

○資金融資関係

制度の種類	制度の内容
農林漁業セーフティネット資金	<p>社会的・経済的变化等により売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している方は、経営の維持安定に必要な資金の融資が受けられます。(※日本政策金融公庫)</p> <p>①融資限度額 1,200万円(特認 年間経費等の12/12以内) ②融資利率 0% ※貸付当初10年間は実質無利子 ③融資期間 10年以内(据置期間3年以内) ④担保 実質無担保(担保は融資対象物件に限る。運転資金の場合は不要。) ⑤保証人 実質無保証</p>
林業改善資金の支払猶予	<p>林業・木材産業改善資金を既に借り受けている方は、定期償還金の償還猶予が受けられます。ただし、法定据置期間内及び償還期限内となっています。</p>



ホーム > サービスのご案内 > 融資のご案内 > 災害等相談窓口 > 新型コロナウイルスに関する相談窓口 > 農林漁業セーフティネット資金

農林漁業セーフティネット資金

ご利用いただける方	主業農林漁業者（注1）等であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある方
資金のお使いみち	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
融資限度額	一般：1,200万円 特認（注2）：年間経営費等の12/12以内
ご返済期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
<p>（注1）主業農林漁業者とは 個人：農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 法人：農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方</p> <p>（注2）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用されます。</p> <p>被害を受けた農林漁業者の皆さまを対象に、金利負担軽減措置及び実質無担保措置を実施しています。概要は、こちらをご参照ください。</p>	

日本公庫をはじめてご利用の方へ

融資のご案内

融資制度一覧から探す

小規模事業者の方

中小企業の方

農林水産業の方

融資制度検索

お手続きの流れ

災害等相談窓口（特別相談窓口）

重点的な取り組み

経営お役立ち情報

金利情報

各種書式ダウンロード

オンラインサービス

ビジネスマッチング

セミナー情報

用語集

1 農業者等向け特例措置内容

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(※) ③ 経営体育成強化資金(※) (※) 負債整理関係資金を除く
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、 <u>融資当初5年間の実質無利子</u> となります。 ② 実質無担保措置 <u>実質無担保(※)</u> となります。 (※) 担保は融資対象物件に限る貸付け

2 林業者向け特例措置内容

対象資金	農林漁業セーフティネット資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、 <u>融資当初 10 年間の実質無利子</u> となります。 ② 実質無担保措置 <u>実質無担保(※)</u> となります。 (※) 担保は融資対象物件に限る貸付け

3 漁業者向け特例措置内容

対象資金	農林漁業セーフティネット資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、 <u>融資当初5年間の実質無利子</u> となります。 ② 実質無担保措置 <u>実質無担保(※)</u> となります。 (※) 担保は融資対象物件に限る貸付け